

## 中小企業者等の資金繰りの円滑化を目的とした「伴走支援型特別資金」の創設について

### 1 要旨・目的

国が新たに創設した保証制度を活用し、中小企業者等が金融機関の継続的な伴走支援を受けながら、事業再構築や経営改善等に取り組む場合に利用可能な資金を県費預託融資制度において新たに創設し、令和5年1月19日から取り扱いを開始する。

### 2 現状・背景

ウクライナ情勢や原油価格・物価高騰、円安などの経済情勢の影響や、民間ゼロゼロ融資の元本返済のピーク到来を見据え、事業者の債務負担の軽減支援について、全国知事会等を通じて、国に対して働きかけを行ってきたところ。

今般、国において、事業再構築等に必要となる新たな資金需要や、民間ゼロゼロ融資等の借換など、中小企業者等の資金繰りの円滑化を目的に、新たな保証制度を創設し、令和5年1月10日から運用を開始した。

### 3 概要

制度名	伴走支援型特別資金	
融資対象	次の①～③のいずれかに該当する者で、金融機関による伴走支援と経営指標の向上目標を設定した経営行動計画書の作成により、経営改善等に取り組む中小企業者・組合等	
	①セーフティネット保証4号適用	②セーフティネット保証5号適用
	③売上高または利益率▲5%以上	
資金使途	運転・設備・借換〔信用保証付き融資の借換に限る〕 (①及び②については経営の安定に必要な事業資金、③については事業資金)	
融資限度額	1億円	
融資(据置)期間	10年以内(5年以内)	
貸出利率	3年以内 0.8% 3年超5年以内 1.0% 5年超10年以内 1.2% ※今後の金融情勢により変更する場合あり	
信用保証料	信用保証料は国及び県から定率補助 (補助適用後、事業者が負担する信用保証料は、次のとおり。)	
	①0.0%	②0.0%
	③0.0%～0.95%	
担保・保証人	(1)担保 必要に応じて徴求することとする。 (2)保証人 原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しない。 また、免除対応を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しない。	
融資枠	令和4年度分140億円 ・ 令和5年度分560億円	
申込先	県費預託融資制度の取扱金融機関	
取扱期間	令和5年1月19日から令和6年3月31日まで	

### 4 予算措置等

令和4年度分は既定経費により対応し、令和5年度分予算は、2月定例県議会に上程予定。

# 伴走支援型特別資金

## 概要

新型コロナウイルス感染症等による売上減少等の影響を受けた県内の中小企業のみなさまを対象とし、「広島県新型コロナウイルス感染症対応資金（いわゆる「ゼロゼロ融資」）」等の返済負担軽減のための借換や事業再構築等の前向きな取組みに対する資金を円滑に供給するため、広島県が国、市町、広島県信用保証協会及び金融機関と連携して実施する融資制度です。

## 特徴

**ゼロゼロ融資からの借換可**  
**信用保証料 実質 0%～（最大0.95%）**  
**据置最大5年・金融機関の伴走支援有**

## 融資の対象となる方

県内に事業所を有する中小企業者（個人事業主を含む）であって、下記要件のいずれかを満たし、金融機関による伴走支援と経営行動計画書の作成により経営改善に取り組む者

- ① **セーフティネット保証4号または5号に係る市町長の認定を受けた者**
- ② **売上高減少要件または利益率減少要件を満たす者（前年同期比5%以上減少等）**

## 融資条件

	① セーフティネット保証4号または5号に係る市町長の認定を受けた者	② 売上高減少要件または利益率減少要件を満たす者
資金用途	運転・設備・借換（信用保証付き融資の借換に限る）	
融資限度額	1億円	
融資期間	10年以内（据置期間5年以内）	
貸出利率	3年以内 0.8%，5年以内 1.0%，10年以内 1.2% ※1	
信用保証料	<b>0%※2</b>	<b>0～0.95% ※2※3</b>
担保・保証人	・必要に応じて担保を徴求 ・原則として、法人の代表者を除き、保証人は不要	

※1 表示している貸出利率は、令和5年1月19日適用のものであり、金融情勢により変更する場合があります。

※2 条件変更等に伴い追加して生じる信用保証料については、別途必要となります。

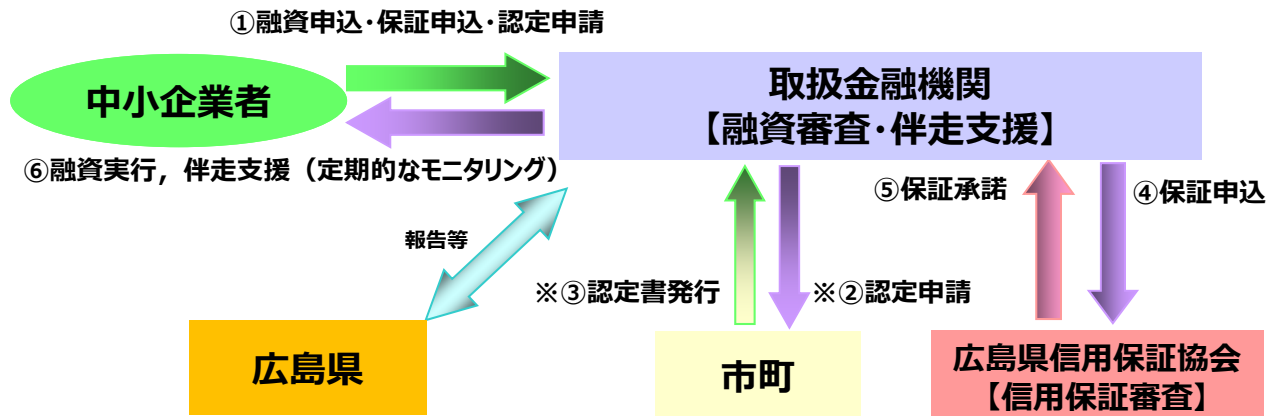
※3 融資申込者の経営状況等により広島県信用保証協会が決定します。

## 取扱期間

**令和5年1月19日から令和6年3月31日まで**

※ただし、令和5年度分については、当年度広島県一般会計の予算成立を前提としています。

## 融資の流れ



※②, ③はセーフティネット保証4号または5号の場合のみ。事業者が市町に直接申請を行うことも可。

## 融資の決定について

融資決定は、最終的に金融機関の判断によって行われます。  
また、広島県信用保証協会の保証承諾が必要です。

## お申し込み先

次の各取扱金融機関へお申し込みください。

	取扱金融機関
銀行	広島銀行, もみじ銀行, 中国銀行, 山口銀行, 伊予銀行, 四国銀行, 西日本シティ銀行, 山陰合同銀行, 西京銀行, 鳥取銀行, 百十四銀行, 愛媛銀行, 香川銀行, トマト銀行, りそな銀行
信用金庫	広島信用金庫, 呉信用金庫, しまなみ信用金庫, 広島みどり信用金庫
信用組合	広島市信用組合, 広島県信用組合, 備後信用組合, 両備信用組合, 信用組合広島商銀, 朝銀西信用組合, 笠岡信用組合
その他	商工組合中央金庫

○ 取扱金融機関へ提出された書類に記載されている個人情報については、制度の適切な運用に必要な範囲で、県において利用する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

## お問い合わせ先

### 【制度融資に関すること】

広島県 商工労働局 経営革新課

TEL : 082-513-3321

(〒730-8511 広島市中区基町10-52)

広島県公式ホームページ

「伴走支援型特別資金の創設」

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/75/050118bansou.html>



### 【信用保証に関すること】

広島県信用保証協会

- ・本所 (〒730-8691 広島市中区上鞆町3-27 TEL 082-228-5501)
- ・福山支所 (〒720-0065 福山市東桜町1-21 エストパルク7階 TEL 084-923-4893)
- ・呉支所 (〒737-0045 呉市本通4-7-1 呉商工会議所ビル4階 TEL 0823-21-9281)
- ・備北支所 (〒728-0021 三次市三次町1843-1 三次商工会議所ビル1階 TEL 0824-62-3917)

〔令和5年1月19日現在〕